

アプリ定期預金に係る特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、おかしんアプリ（以下、「本アプリ」といいます。）におけるアプリ定期預金の機能（以下、「本サービス」といいます。）に適用されます。
- (2) この特約は、各種預金規定、おかしんアプリ利用規約およびアプリ通帳（通帳レス）に係る特約（以下「原規定等」といいます。）の一部を構成するとともに原規定等と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定等が適用されるものとし、この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは原規定等の定義によります。

2. (サービス概要)

- (1) 本サービスでは、本アプリにより当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。
- (2) 本サービスは、本アプリにてアプリ通帳（通帳レス）利用中である普通預金（以下、「アプリ通帳口座」といいます。）をお持ちの場合ご利用いただけます。
- (3) 預入れは、アプリ通帳口座を総合口座（以下、「登録総合口座（普通預金）」）とする場合に受け付けます。
- (4) 預入れした定期預金のお取引店は、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座（普通預金）のお取引店とし、お届け印は登録総合口座（普通預金）のお届け印と共通とします。
- (5) 解約する場合は、元金と利息を登録総合口座（普通預金）へ振り替えます。
- (6) 本サービスを利用する場合は、通帳、証書、払戻請求書、お届け印の提出を不要とします。

3. (注意事項)

- (1) 以下いずれかの場合、本サービスの預入れはご利用いただけません。
 - ①未成年の場合
 - ②犯罪収益移転防止法にかかる本人確認がお済みでない場合
 - ③おかしんインターネット支店の場合
- (2) 本サービスで預入れした定期預金に対する通帳、証書の発行は行いません。
- (3) 本サービスで行った取引の取消は原則行えません。ただし、やむを得ない事情がある場合、満期解約（解約予約）に限り取消を受け付けることとします。

4. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとし、
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとし、

以 上

(2023年1月18日現在)